



長	次	長	係	長	係

関 覧 印					
校 長		教 頭		係	



14 高教職第 290 号
平成 14 年 4 月 1 日

各市町村教育長 様

高 知 県 教 育 長

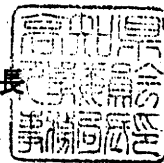
職員の育児休業等に関する規則の改正について（通知）

職員の育児休業等の運用に関しては、平成 14 年 3 月 22 日付け 13 高教職第 875-1 号教育長通知で平成 14 年 4 月 1 日付け改正の内容をお知らせしましたが、別添のとおり公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 6 年高知県条例第 4 6 号）及び公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 6 年高知県人事委員会規則第 48 号）が改正されました。

また平成 14 年 3 月 28 日付けで、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成 6 年 12 月 21 日付け 6 高人委第 281 号）も併せて改正されましたので、職員に周知を図るとともに、適正な運用をしてください。

高知県教育長様

高知県人事委員会事務局長



人事委員会規則の制定について（通知）

このことについて、別添のとおり人事委員会規則が制定されましたので通知します。
なお、この規則は、平成14年3月29日付けの県広報（号外）に登載される予定です。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月29日

高知県人事委員会委員長 上谷 定生

高知県人事委員会規則第5号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成6年高知県人事委員会規則第47号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第4条第2項」を「第4条第1項ただし書の規定により週休日を設け、同条第2項」に改める。

第9条に次の1項を加える。

2 任命権者は、条例第9条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)に勤務することを命ずる場合には、再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

第9条の2中「ものは、請求に係る子の同居の親族のうち16歳以上の者であって」を「者は」に、「該当するもの」を「該当する者」に改める。

第9条の4第1項第2号及び第3号中「職員」を「当該請求をした職員」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるとして第9条の2に規定する者に該当することとなった場合

第9条の5中「第9条の2から前条まで」を「第9条の3及び前条(第1項第4号を除く。)」に改め、「、第9条の2中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と」を削り、「職員の」を「当該請求をした職員の」に、「職員との」を「当該請求をした職員との」に改め、「、同項第4号中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と」を削る。

第9条の6第1項中「ものは、請求に係る子の同居の親族のうち16歳以上の者であって」を「者は」に、「該当するもの」を「該当する者」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第9条の8第1項第2号及び第3号中「職員」を「当該請求をした職員」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして第9条の6に規定する者に該当することとなった場合

第9条の9中「第9条の6から前条まで（同条第2項第1号及び第2号を除く。）」を「第9条の7及び前条（第1項第4号並びに第2項第1号及び第2号を除く。）」に改め、「第9条の6第1項中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と」を削り、「職員の」を「当該請求をした職員の」に、「職員との」を「当該請求をした職員との」に改め、「同項第4号中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と」を削り、「次の」を「次の各号」に、「前項」とを「前項第1号から第3号まで」と、「同項」とあるのは「前条第1項」とに改める。

第11条第1項を次のように改める。

条例第13条第1項第1号の人事委員会規則で定める日数は、20日に再任用短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である職員（以下「同一勤務型職員」という。）以外の再任用短時間勤務職員にあっては、160時間に条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間（第13条第2項において「1週間当たりの勤務時間」という。）を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、条例第3条第2項に規定する4週間を超える期間におけるその者の勤務時間を当該期間における勤務日数で除して得た時間数（以下「1日当たりの平均勤務時間」という。）を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数））とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

第11条第7項を同条第9項とし、同条第6項中「8時間」を「8時間（再任用短時間勤務職員のうち、同一勤務型職員にあってはその者の勤務日の1日当たりの勤務時間、同一勤務型職員以外の職員にあってはその者の勤務日の1日当たりの平均勤務時間）」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項中「減じて得た日数」を「減じて得た日数（同号に掲げる職員が再任用職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数）」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 条例第13条第1項第2号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 当該年の中途において、新たに職員となったもの（次号に掲げる職員を除く。）その者が新たに職員となった月に応じ、次の表の日数欄に掲げる日数（再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委

員会が別に定める日数)

職員となった月	日数
1 月 (1 日を除く。)	20 日
2 月	18 日
3 月	17 日
4 月	15 日
5 月	13 日
6 月	12 日
7 月	10 日
8 月	8 日
9 月	7 日
10 月	5 日
11 月	3 日
12 月	2 日

(2) 当該年において国家公務員等(条例第13条第1項第3号に規定する国家公務員等をいう。以下この号において同じ。)となった者で、引き続き新たに職員となったもの国家公務員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者が職員となった月に応じた前号の表の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数(この号に掲げる職員が再任用職員(地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。第5項において同じ。))である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数)

3 前2項の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

第13条の表8の項中「(昭和25年法律第261号)」を削り、同表16の項中「(昭和22年法律第49号)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、再任用短時間勤務職員の特別休

暇のうち同項の表の10の項、11の項、15の項、17の項及び19の項の休暇の承認を与える期間については、これらの項に掲げる日数に8時間に乗じて得た時間数に1週間当たりの勤務時間を40時間で除して得た数に乗じて得た時間数（1時間未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た時間数）を超えない範囲内とする。

第14条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第16条第1項、第3項及び第5項中「第13条」を「第13条第1項」に改める。

第18条第3項中「8時間」を「8時間（再任用短時間勤務職員のうち、同一勤務型職員にあってはその者の勤務日の1日当たりの勤務時間、同一勤務型職員以外の職員にあってはその者の勤務日の1日当たりの平均勤務時間）」に改める。

（公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正）

第2条 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第48号）の一部を次のように改正する。

第8条の2中「ものは、請求に係る子の同居の親族のうち16歳以上の者であって」を「者は」に、「該当するもの」を「該当する者」に改める。

第8条の4第1項第2号及び第3号中「職員」を「当該請求をした職員」に改め、同項第4号を次のように改める。

（4） 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして第8条の2に規定する者に該当することとなった場合

第8条の5中「第8条の2から前条まで」を「第8条の3及び前条（第1項第4号を除く。）」に改め、「、第8条の2中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と」を削り、「職員の」を「当該請求をした職員の」に、「職員との」を「当該請求をした職員との」に改め、「、同項第4号中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と」を削る。

第8条の6第1項中「ものは、請求に係る子の同居の親族のうち16歳以上の者であって」を「者は」に、「該当するもの」を「該当する者」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第8条の8第1項第2号及び第3号中「職員」を「当該請求をした職員」に改め、同項第4号を次のように改める。

（4） 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして第8条の6に規定する者に該当することとなった場合

第8条の9中「第8条の6から前条まで（同条第2項第1号及び第2号を除く。）」を「第8条の7及び前条（第1項第4

号並びに第2項第1号及び第2号を除く。)」に改め、「、第8条の6第1項中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と」を削り、「職員の」を「当該請求をした職員の」に、「職員との」を「当該請求をした職員との」に改め、「、同項第4号中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と」を削り、「次の」を「次の各号」に、「「前項」と」を「「前項第1号から第3号まで」と、「同項」とあるのは「前条第1項」と」に改める。

第10条第2項を次のように改める。

2 条例第13条第1項第2号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 当該年の中途において、新たに職員となったもの（次号に掲げる職員を除く。）その者が新たに職員となった月に応じ、次の表の日数欄に掲げる日数（再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数）

職員となった月	日数
1 月 (1日を除く。)	20 日
2 月	18 日
3 月	17 日
4 月	15 日
5 月	13 日
6 月	12 日
7 月	10 日
8 月	8 日
9 月	7 日
10 月	5 日
11 月	3 日
12 月	2 日

(2) 当該年において国家公務員等（条例第13条第1項第3号に規定する国家公務員等をいう。以下この号において同じ。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの国家公務員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者が職員となった月に応じた前号の表の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げ

る職員が再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。第5項において同じ。）である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数）

第10条第5項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「再任用職員」に改める。

（警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正）
第3条 警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第49号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第4条第2項」を「第4条第1項ただし書の規定により週休日进行、同条第2項」に改める。

第8条に次の1項を加える。

2 本部長は、条例第9条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）に勤務することを命ずる場合には、再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

第8条の2中「ものは、請求に係る子の同居の親族のうち16歳以上の者であって」を「者は」に、「該当するもの」を「該当する者」に改める。

第8条の4第1項第2号及び第3号中「職員」を「当該請求をした職員」に改め、同項第4号を次のように改める。

（4） 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして第8条の2に規定する者に該当することとなった場合

第8条の5中「第8条の2から前条まで」を「第8条の3及び前条（第1項第4号を除く。）」に改め、「、第8条の2中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と」を削り、「職員の」を「当該請求をした職員の」に、「職員との」を「当該請求をした職員との」に改め、「、同項第4号中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と」を削る。

第8条の6第1項中「ものは、請求に係る子の同居の親族のうち16歳以上の者であって」を「者は」に、「該当するもの」を「該当する者」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第8条の8第1項第2号及び第3号中「職員」を「当該請求をした職員」に改め、同項第4号を次のように改める。

（4） 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができる

ものとして第8条の6に規定する者に該当することとなった場合

第8条の9中「第8条の6から前条まで（同条第2項第1号及び第2号を除く。）」を「第8条の7及び前条（第1項第4号並びに第2項第1号及び第2号を除く。）」に改め、「第8条の6第1項中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と」を削り、「職員の」を「当該請求をした職員の」に、「職員との」を「当該請求をした職員との」に改め、「同項第4号中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と」を削り、「次の」を「次の各号」に、「前項」と」を「前項第1号から第3号まで」と、「同項」とあるのは「前条第1項」と」に改める。

第10条第1項を次のように改める。

条例第13条第1項第1号の人事委員会規則で定める日数は、20日に再任用短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である職員（以下「同一勤務型職員」という。）以外の再任用短時間勤務職員にあっては、160時間に条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間（第12条第2項において「1週間当たりの勤務時間」という。）を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、条例第3条第2項に規定する4週間を超えない期間におけるその者の勤務時間を当該期間における勤務日数で除して得た時間数（以下「1日当たりの平均勤務時間」という。）を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数））とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

第10条第7項を同条第9項とし、同条第6項中「8時間」を「8時間（再任用短時間勤務職員のうち、同一勤務型職員にあってはその者の勤務日の1日当たりの勤務時間、同一勤務型職員以外の職員にあってはその者の勤務日の1日当たりの平均勤務時間）」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項中「減じて得た日数」を「減じて得た日数（同号に掲げる職員が再任用職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数）」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 条例第13条第1項第2号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 当該年の中途において、新たに職員となったもの（次号に掲げる職員を除く。） その者が新たに職員となった

月に応じ、次の表の日数欄に掲げる日数（再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数）

職員となった月	日数
1 月 (1 日を除く。)	20 日
2 月	18 日
3 月	17 日
4 月	15 日
5 月	13 日
6 月	12 日
7 月	10 日
8 月	8 日
9 月	7 日
10 月	5 日
11 月	3 日
12 月	2 日

(2) 当該年において国家公務員等（条例第13条第1項第3号に規定する国家公務員等をいう。以下この号において同じ。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの国家公務員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者が職員となった月に応じた前号の表の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。第5項において同じ。）である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数）

3 前2項の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

第12条の表8の項中「（昭和25年法律第261号）」を削り、同表16の項中「（昭和22年法律第49号）」を削り、同条に次の

1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、再任用短時間勤務職員の特別休暇のうち同項の表の10の項、11の項、15の項、17の項及び19の項の休暇の承認を与える期間については、これらの項に掲げる日数に8時間乗じて得た時間数に1週間当たりの勤務時間を40時間で除して得た数乗じて得た時間数（1時間未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た時間数）を超えない範囲内とする。

第13条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第15条第1項、第3項及び第5項中「第12条」を「第12条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

新 旧 対 照 表

○公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（抜粋）

新	旧
（第 8 条まで省略） （育児を行う職員の深夜勤務の制限） 第 8 条の 2 条例第 9 条の 2 第 1 項の人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 （1） 深夜において就業していない者（深夜における就業日数が 1 月について 3 日以下の者を含む。）であること。 （2） 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。 （3） 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）以内に出産する予定である者又は産後 8 週間を経過しない者でないこと。 （育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等） 第 8 条の 3 略 2 ～ 3 略 第 8 条の 4 前条第 1 項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。 （1） 当該請求に係る子が死亡した場合 （2） 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより<u>当該請求をした職員の子でなくなった場合</u> （3） <u>当該請求をした職員</u>が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合 （4） <u>当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして第 8 条の 2 に規定する者に該当することとなった場合</u>	（第 8 条まで省略） （育児を行う職員の深夜勤務の制限） 第 8 条の 2 条例第 9 条の 2 第 1 項の人事委員会規則で定めるものは、<u>請求に係る子の同居の親族のうち 16 歳以上の者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</u> （1） 深夜において就業していない者（深夜における就業日数が 1 月について 3 日以下の者を含む。）であること。 （2） 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。 （3） 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）以内に出産する予定である者又は産後 8 週間を経過しない者でないこと。 （育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等） 第 8 条の 3 略 2 ～ 3 略 第 8 条の 4 前条第 1 項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。 （1） 当該請求に係る子が死亡した場合 （2） 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより職員の子でなくなった場合 （3） <u>職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合</u> （4） <u>深夜において、当該請求に係る子を常態として養育することができる当該子と同居する親族として第 8 条の 2 に規定するものがあることとなった場合</u>

2～4 略

(介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第8条の5 第8条の3及び前条(第1項第4号を除く。)の規定は、条例第9条の2第3項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と読み替えるものとする。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限)

第8条の6 条例第9条の2第2項の人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 就業していない者(就業日数が1月について3日以下の者を含む。)であること。
- (2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。
- (3) 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第8条の7 略

2～5 略

2～4 略

(介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第8条の5 第8条の2から前条までの規定は、条例第9条の2第3項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第8条の2中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第4号中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限)

第8条の6 条例第9条の2第2項の人事委員会規則で定めるものは、請求に係る子の同居の親族のうち16歳以上の者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 就業していない者(就業日数が1月について3日以下の者を含む。)であること。
- (2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。
- (3) 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。

2 条例第9条の2第2項の人事委員会規則で定める日は、次条第1項に規定する時間外勤務制限開始日(同条第3項の規定による変更があった場合にあっては当該変更後の時間外勤務制限開始日)とする。

3 条例第9条の2第2項の人事委員会規則で定める時間は、30時間に当該請求に係る期間の月数を乗じて得た時間とする。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第8条の7 略

2～5 略

第8条の8 前条第1項の規定による請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
- (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合
- (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
- (4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして第8条の6に規定する者に該当することとなった場合

2～4 略

(介護を行う職員の時間外勤務の制限)

第8条の9 第8条の7及び前条(第1項第4号並びに第2項第1号及び第2号を除く。)の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号から第3号まで」と、「同項」とあるのは「前条第1項」と読み替えるものとする。

(第9条省略)

(年次有給休暇)

第10条 略

2 条例第13条第1項第2号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 当該年の中途において、新たに職員となったもの(次号に掲げる職員を除く。) その者が新たに職員となった月に応

第8条の8 前条第1項の規定による請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
- (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより職員の子でなくなった場合
- (3) 職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

- (4) 当該請求に係る子を常態として養育することができる当該子と同居する親族として第8条の6第1項に規定するものがあることとなった場合

2～4 略

(介護を行う職員の時間外勤務の制限)

第8条の9 第8条の6から前条まで(同条第2項第1号及び第2号を除く。)の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第8条の6第1項中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第4号中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と、同条第2項中「次の」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(第9条省略)

(年次有給休暇)

第10条 略

2 条例第13条第1項第2号の人事委員会規則で定める日数は、同号の職員が新たに職員となった月に応じ、次の表の日数欄に掲げる日数(再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数)とする。

じ、次の表の日数欄に掲げる日数（再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数）

職員となった月	日数
1月 (1日を除く。)	20日
2月	18日
3月	17日
4月	15日
5月	13日
6月	12日
7月	10日
8月	8日
9月	7日
10月	5日
11月	3日
12月	2日

(表 同左)

(2) 当該年において国家公務員等（条例第13条第1項第3号に規定する国家公務員等をいう。以下この号において同じ。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの 国家公務員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者が職員となった月に応じた前号の表の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若

しくは第2項の規定により採用された職員をいう。第5項において同じ。)である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数)。

3 及び 4 略

5 条例第13条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該日数が20日を超える場合にあっては、20日)を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数(同号に掲げる職員が再任用職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数)とする。

6 ～ 9 略

(第11条以下省略)

3 及び 4 略

5 条例第13条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該日数が20日を超える場合にあっては、20日)を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数(同号に掲げる職員が地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数)とする。

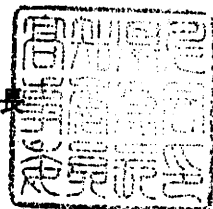
6 ～ 9 略

(第11条以下省略)

平成14年3月28日

高 知 県 教 育 長 様

高知県人事委員会委員長



公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（通知）

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成6年12月21日付け6高人委第281号高知県人事委員会委員長通知）を下記のように改正したので、平成14年4月1日以降はこれによってください。

記

第4 年次有給休暇関係の3中「第10条第2項」を「第10条第2項第1号」に改め、4から9までをそれぞれ1ずつ繰り下げ、次の4を追加する。

4 規則第10条第2項第2号の「人事委員会が別に定める日数」は、国家公務員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者が職員となった月に応じた別表第2に定める日数（当該日数が当該年において既に付与された日数を下回る場合には、当該既に付与された日数）から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数とする。

第7 介護休暇関係の1及び2中「3月」を「6月」に改める。

○公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇について（抜粋）

新 旧 対 照 表

新	旧
第1～第3 略 第4 年次有給休暇関係 1及び2 略 3 規則第10条第2項第1号の「人事委員会が別に定める日数」は、新たに職員となった月に応じ、別表第2に定める日数とする。 4 規則第10条第2項第2号の「人事委員会が別に定める日数」は、<u>国家公務員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者が職員となった月に応じた別表第2に定める日数（当該日数が当該年において既に付与された日数を下回る場合には、当該既に付与された日数）から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数とする。</u> 5 略 6 略 7 略 8 略 9 略 10 略 第5及び第6 略 第7 介護休暇関係 1 条例第16条第2項の規定は、同条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）の介護を必要とする状態が引き続いている間において、介護休暇が1回の連続する<u>6月</u>の期間内で認められるという趣旨である。 2 条例第16条第2項の「<u>6月</u>の期間」は、同項に規定する一の継続する状態について初めて介護休暇の承認を受けた期間の始まる日を起算日として、民法第143条の例により計算するものとする。 3及び4 略 第8 略	第1～第3 略 第4 年次有給休暇関係 1及び2 略 3 規則第10条第2項の「人事委員会が別に定める日数」は、新たに職員となった月に応じ、別表第2に定める日数とする。 4 略 5 略 6 略 7 略 8 略 9 略 第5及び第6 略 第7 介護休暇関係 1 条例第16条第2項の規定は、同条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）の介護を必要とする状態が引き続いている間において、介護休暇が1回の連続する<u>3月</u>の期間内で認められるという趣旨である。 2 条例第16条第2項の「<u>3月</u>の期間」は、同項に規定する一の継続する状態について初めて介護休暇の承認を受けた期間の始まる日を起算日として、民法第143条の例により計算するものとする。 3及び4 略 第8 略

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（通知）

6 高 人 委 第 2 8 1 号

平成 6 年 1 2 月 2 1 日

高知県教育長あて

高知県人事委員会委員長

改正 平成 7 年 3 月 24 日 6 高 人 委 第 354 号 人事委員長通知
平成 8 年 12 月 27 日 8 高 人 委 第 281 号 人事委員長通知
平成 10 年 3 月 26 日 9 高 人 委 第 283 号 人事委員長通知
平成 10 年 4 月 27 日 10 高 人 委 第 52 号 人事委員長通知
平成 11 年 3 月 25 日 10 高 人 委 第 327 号 人事委員長通知
平成 11 年 10 月 26 日 11 高 人 委 第 195 号 人事委員長通知
平成 12 年 6 月 27 日 12 高 人 委 第 91 号 人事委員長通知
平成 12 年 12 月 11 日 12 高 人 委 第 215 号 人事委員長通知
平成 12 年 12 月 26 日 12 高 人 委 第 226 号 人事委員長通知
平成 13 年 3 月 21 日 12 高 人 委 第 282 号 人事委員長通知
平成 13 年 6 月 26 日 13 高 人 委 第 83 号 人事委員長通知
平成 14 年 3 月 28 日 13 高 人 委 第 277 号 人事委員長通知
平成 14 年 3 月 28 日 13 高 人 委 第 274 号 人事委員長通知

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 6 年高知県条例第 46 号）（以下「条例」という。）及び公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 6 年高知県人事委員会規則第 48 号）（以下「規則」という。）の運用について下記のとおり定めたので、平成 6 年 12 月 21 日以降は、これによってください。

記

第 1 特別の形態によって勤務する必要がある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準関係

- 1 任命権者は、条例第 5 条第 1 項の規定による週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、割振り単位期間ができる限り多く連続するように一括して行うものとする。
- 2 条例第 5 条第 2 項ただし書の規定による人事委員会との協議は、次の事項を記載した文書により、事前に相当の期間をおいて行うものとする。
 - (1) 協議の対象となる職員の範囲
 - (2) 条例第 5 条第 2 項本文の定めるところに従うことが困難である理由
 - (3) 週休日及び勤務時間の割振りの基準の内容
- 3 任命権者は、条例第 5 条第 2 項ただし書の規定により人事委員会と協議した週休日及び勤務時間の割振りについての定めを変更する場合には、変更の内容及び理由を記載した文書により、人事委員会と協議するものとする。
- 4 任命権者は、条例第 5 条第 2 項ただし書の規定により人事委員会と協議した週休日及び勤務時間の割振りについての定めによる必要がなくなった場合には、速やかにその旨を人事委員会に報告するものとする。

第 2 週休日の振替等関係

- 1 一の週休日について、規則第3条第3項に規定する週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更の双方を行うことができる場合には、できる限り、週休日の振替を行うものとする。
- 2 週休日の振替を行う場合において、勤務することを命ずる必要がある日に割り振る勤務時間は、週休日に変更される勤務日の始業の時刻から終業の時刻までの時間帯に割り振るものとする。ただし、これと異なる時間帯に割り振ることが業務上特に必要であると認められる場合には、この限りでない。
- 3 半日勤務時間の割振り変更を行う場合において、勤務することを命ずる必要がある日に割り振る勤務時間は、当該半日勤務時間の割振り変更が行われる職員の通常の始業の時刻から終業の時刻までの時間帯の範囲内に割り振るものとする。ただし、これと異なる時間帯に割り振ることが業務上特に必要であると認められる場合には、この限りでない。
- 4 条例第4条第1項又は第5条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員にあっては、規則第6条第2項に規定する休日に割り振られている勤務時間については、できる限り、週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更は行わないものとする。
- 5 規則第3条第4項の「連続する勤務時間」には、休憩時間をはさんで引き続く勤務時間が含まれる。
- 6 週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行った場合における規則第5条第2項の職員への通知は、次の事項を記載した文書により行うものとする。ただし、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更により勤務することを命ずる日の勤務時間帯等の基準をあらかじめ定め、職員に周知している場合には、当該事項について記載を省略することができる。
 - (1) 週休日の振替を行った場合
 - ア 新たに勤務することを命ずることとなった日並びにその日の正規の勤務時間、休憩時間及び休息時間
 - イ 新たに勤務することを命ずることとなった日の勤務の内容
 - ウ 週休日に変更した日
 - (2) 半日勤務時間の割振り変更を行った場合
 - ア 新たに勤務することを命ずることとなった日並びにその日の正規の勤務時間、休憩時間及び休息時間
 - イ 新たに勤務することを命ずることとなった日の勤務の内容
 - ウ 勤務時間を割り振ることをやめることとなった日並びにその日の勤務時間を割り振ることをやめた後の正規の勤務時間及び休息時間
- 7 週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更の内容を明らかにする決裁文書等は、2年間保管するものとする。

第3 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限関係

- 1 条例第9条の2第1項及び第2項の「小学校就学の始期に達するまで」とは、満6歳に達する日以後の最初の3月31日までをいう。
- 2 条例第9条の2第1項の「深夜における勤務をさせてはならない」とは、常勤

の職員及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、深夜において、勤務時間を割り振ってはならないこと並びに条例第9条第1項及び第2項に規定する勤務を命じてはならないことをいう。

- 3 条例第9条の2第2項の「業務を処理するための措置」とは、業務の処理方法、業務分担又は人員配置を変更する等の措置をいい、同項の「災害その他避けることのできない事由」とは、地震による災害等通常予見し得る事由の範囲を超え、客観的に見て避けられないことが明らかなものをいう。
- 4 規則第8条の4第1項第3号及び同第8条の8第1項第3号の「同居しないこと」とは、深夜勤務の制限及び時間外勤務の制限をすることとなる期間を通じて同居しない状態が続くことが見込まれることをいう。
- 5 深夜勤務の制限及び時間外勤務の制限の請求は、子が出生する前においてもすることができるものとする。
- 6 深夜勤務の制限の請求は、できる限り長い期間について、また、時間外勤務の制限の請求は、制限が必要な期間について一括して行うものとする。

第4 年次有給休暇関係

- 1 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の年次有給休暇については、再任用後の勤務が定年等による退職以前の勤務と継続するものとする。

ただし、再任用が定年等による退職後相当期間を経過した後においてなされた場合には、新たに任期の定めのある職員として採用したものとして取り扱うものとする。

- 2 規則第10条第1項の「労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数」は、再任用短時間勤務職員について次のとおりとなる。

- (1) 1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である職員（以下「同一勤務型職員」という。）である場合

別表第1の上欄の1週間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄の継続勤務期間の区分ごとに定める日数

- (2) 同一勤務型職員以外の場合

別表第1の上欄の1週間の勤務日の日数の区分又は中欄の1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄の継続勤務期間の区分ごとに定める日数

- (3) (1)及び(2)にかかわらず、条例第3条第2項の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が30時間以上である場合

別表第1の上欄の1週間の勤務日の日数が5日の区分の下欄の継続勤務期間の区分ごとに定める日数

- 3 規則第10条第2項第1号の「人事委員会が別に定める日数」は、新たに職員となった月に応じ、別表第2に定める日数とする。
- 4 規則第10条第2項第2号の「人事委員会が別に定める日数」は、国家公務員等

となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者が職員となった月に応じた別表第2に定める日数（当該日数が当該年において既に付与された日数を下回る場合には、当該既に付与された日数）から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数とする。

- 5 規則第10条第3項の「採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者」は、定年等による退職後相当期間を経過しないで採用された者をいう。
- 6 条例第13条第1項第3号の引き続き職員となった者とは、人事交流等により採用された者及び条例が適用される職員以外の職員から条例が適用される職員に異動した者をいう。
- 7 規則第10条第4項第3号の人事委員会が認める法人は、特別の法律の規定により、国家公務員退職手当法第7条の2の規定の適用について、同条第1項に規定する公庫等職員とみなされる者を使用する法人とする。
- 8 規則第10条第5項の「人事委員会が別に定める日数」は、当該年における国家公務員等として在職した期間を職員として在職したものとみなして条例第13条第1項第1号又は第2号の規定を適用した場合に得られる日数に、当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が当該年の前年における国家公務員等として在職した期間を職員として在職したものとみなして条例第13条第1項第1号又は第2号の規定を適用した場合に得られる日数を超えるときは、当該得られる日数）を加えて得た日数（当該日数が当該年において既に付与された日数を下回る場合には、当該既に付与された日数）から、当該年において職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数とする。
- 9 条例第13条第2項の規定により繰り越された年次有給休暇がある職員から年次有給休暇の請求があった場合は、繰り越された年次有給休暇から先に請求されたものとして取り扱うものとする。
- 10 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第5条の規定により職務に復帰した職員に係る復帰時の年次有給休暇については、職員派遣前から復帰後にかけて継続勤務をしているものとして年次有給休暇を付与するものとする。

第5 病気休暇関係

- 1 「労働安全衛生法第68条の規定に基づく厚生労働省令で定める疾病」とは次に掲げるものをいい、勤務することによって病勢が増悪するもの又は他の職員に感染のおそれのあるものについては、これらにかかっている期間は、就業を禁止しなければならない。

ただし、(1)に掲げる疾病にかかっている者について、伝染予防の措置をした場合は、この限りでない。

なお、これらの疾病で就業禁止の処分をするときは、医師又は衛生管理者の意見に従い決定しなければならない。

- (1) 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病
 - (2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるもの
 - (3) 上記に準ずる疾病で、厚生労働大臣が定めるもの
- 2 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第7条、第8条、第19条、第20条、第26条、第46条及び第53条の規定に基づく入院の期間」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する1類感染症、2類感染症及び指定感染症の患者、新感染症の患者及び所見のある者並びに疑似症患者及び無症状病原体保有者が、感染症指定医療機関等へ知事により勧告及び措置される入院の期間をいう。
- 3 「前2号に規定するもの以外の疾病又は負傷」の場合
- (1) 休暇請求の要件
職員が病気休暇を請求する場合必ず医師の診断を受け疾病、負傷の認定及び療養休暇の期間の指定を受けなければならない。
 - (2) 休暇承認の要件
休暇期間が6日を超える場合は、医師の診断書を徴し、6日を超えない場合は診断書等によることなく医師に指示された期間を申し出させる程度をもって承認することができる。
- 4 「公務による疾病又は負傷及び通勤による疾病又は負傷」の場合
規則第11条第1項第3号により医師の指示する最小限度必要とする期間である。ただし、その期間中地方公務員法第28条の規定（分限）による休職を命ずることはさまたげない。
- 5 再任用職員の病気休暇については、再任用後の勤務が定年等による退職以前の勤務と継続するものとする。
ただし、再任用が定年等による退職後相当期間を経過した後においてなされた場合には、新たに任期の定めのある職員として採用したものとして取り扱うものとする。

第6 特別休暇関係

1 女性職員の生理休暇

- (1) 「生理日において勤務が著しく困難である者」について

女性職員から生理日の勤務が困難であるとして休暇の請求があった場合にはこれに該当させ、特に証明を求める必要はない。

- (2) 休暇期間

生理のつど生理休暇として認められる期間は2日までとし、2日を超える期間については病気休暇とする。

2 職員の分べん

- (1) 産前

職員の請求が条件となり、医師等の証明する出産予定日以前8週間目（多胎妊娠の場合は14週間目）にあたる日より請求があれば出産の日まで就業させてはならない。

(2) 産後

産前の場合のように当該職員の請求を条件とするものではなく、産後8週間は請求の有無を問うことなく就業させてはならない。

(3) 出産の範囲

出産は妊娠4か月以上（1か月は28日計算であり4か月以上とは85日以上のことである。）の分べんとし、生産のみならず死産、流産、妊娠中絶を含むものとする。

従って、流産、妊娠中絶の場合その日が妊娠4ヶ月以後、産前8週間以前であれば産前休暇の請求は生じえないが、産後8週間は就業を禁止しなければならない。

3 育児

(1) 「生後1年3月（7.4.1改正施行）に達しない生児」とは

生児とは実子及び養子をいう。また生後1年3月（7.4.1改正施行）の計算については民法の一般原則によるものとする。

(2) 1日2回1回45分

45分は職員が生児に面接し授乳等の世話をするために要する時間であるが、往復時間は別に与えることが望ましい。

(3) 請求

ア 職員の請求によって与えるものであるが、女性職員については、請求のない場合も積極的に与えることが望ましい。

イ 請求の時間が勤務時間の始めあるいは終わりであっても与えなければならない。

4 社会に貢献する活動（9.1.1改正施行）

(1) 「相当規模の災害」とは、

災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる程度の規模の災害をいう。

(2) 「被災地又はその周辺の地域」とは、

被害が発生した市町村（特別区を含む。）又はその属する都道府県若しくはこれに隣接する都道府県をいう。

(3) 「その他の被災者を支援する活動」とは、

居宅の損壊、水道、電気、ガスの遮断等により日常生活を営むのに支障が生じている者に対して行う炊出し、避難場所での世話、がれきの撤去その他必要な援助をいう。

(4) 「人事委員会が定めるもの」とは、

次に掲げる施設とする。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第5条に規定する知的障害者デイサービスセンター、障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通

勤労及び知的障害者福祉ホーム

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項に規定する精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉工場及び精神障害者地域生活支援センター

エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び情緒障害児短期治療施設

オ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム

カ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する救護施設、更生施設及び医療保護施設

キ 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第22項に規定する介護老人保健施設

ク 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院

ケ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する盲学校、ろう学校及び養護学校

コ アからケまでに掲げる施設のほか、これらに準ずる施設であると任命権者が認めるもの

(5) 「その他の日常生活を支援する活動」とは、

身体上の障害等により常態として日常生活を営むのに支障がある者に対して行う調理、衣類の洗濯及び補修、慰問その他直接的な援助をいう。

(6) 「国際交流団体」とは、

（財）高知県国際交流協会に「国際交流関係団体」として登録された団体及びそれに準ずる団体をいう。

(7) 「公的団体」とは、

国又は地方公共団体及びその機関をいう。

(8) 「その他外国人を支援する活動」とは、

語学を活かした案内等直接的な援助をいう。

5 父母、配偶者及び子の祭日

(1) 神道における祭日

10日祭（命日を入れて10日目）

50日祭（命日を入れて50日目）

1年祭（満1年目の命日）

3年祭（満2年目の命日）

5年祭（満4年目の命日）

10年祭（満9年目の命日）

20年祭（満19年目の命日）

30年祭（満29年目の命日）

(2) 仏教における祭日

49日（命日を入れて49日目）

- 1 周忌（満1年目の命日）
- 3 回忌（満2年目の命日）
- 7 回忌（満6年目に命日）
- 13回忌（満12年目の命日）
- 17回忌（満16年目の命日）
- 25回忌（満24年目の命日）
- 33回忌（満32年目の命日）
- 50回忌（満49年目の命日）

- (3) キリスト教には特定の祭日はない。
- (4) 祭りの日は各1日以内とする。
- (5) 姻族である父母の配偶者であった者の祭日については、その者の死亡した後生存配偶者が姻族関係を終了させる意思表示しない場合にのみ休暇が認められる。（民法第728条第2項、戸籍法第96条）

6 忌引

(1) 血族関係

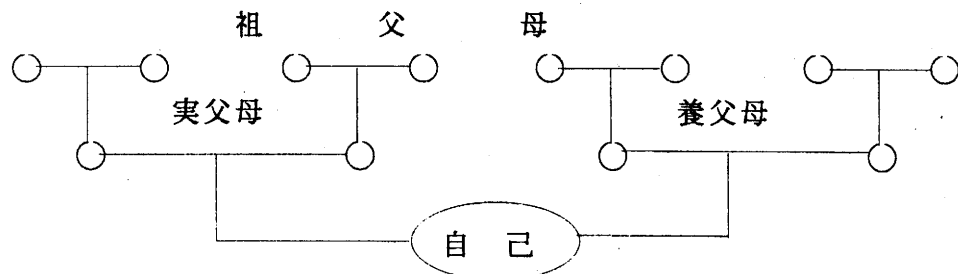
ア 「血族」とは

血統の連絡があるもの（自然血族）若しくは血統の連絡があると法律上みなされている者（法定血族、民法第727条、第809条）である。

「法定血族」とは

養子縁組による血族関係であり、職員が養子である場合は自然血族関係（実父母を中心とした血族関係）は続くとともに、新たに法定血族関係（養父母を中心とした血族関係）が生じ親族数は、自然血族と法定血族を合わせた数となり、多数となる。

イ 養子の場合の血族関係（祖父母、父母を表す。）



* 養父母は必ずしも2人でなく養父、養母いずれか1人の場合もある。

(2) 姻族関係

ア 「姻族」とは

婚姻により夫婦の一方と他方の血族との間に生ずる親族関係である。

一方の血族と他方の血族とは姻族にはならない。従って職員の実子の配偶者の血族とは姻族関係は生ぜず休暇は与えられない。（養子の場合は養子の自然血族（実父母、実兄弟等）とも親族関係は生じない。）

イ 「配偶者の父母又は父母の配偶者」とは

配偶者の父母（養父母を含む。）と職員の父母（養父母を含む。）の配偶者（職員と血族関係のないもの、すなわち父の後妻、母の後夫である。）であ

る。

ウ 「配偶者の子又は子の配偶者」とは

配偶者の子（職員と血族関係のないもの、すなわち先夫、先妻の実子及び配偶者の養子）と職員の子（養子を含む。）の配偶者である。

エ 「配偶者の祖父母又は祖父母の配偶者」とは

配偶者の祖父母（配偶者が養子である場合も含む。）と職員の祖父母の配偶者（職員と血族関係のないもの、すなわち祖父の後妻、祖母の後夫である。）である。

(3) 備考関係

ア 「代襲相続」とは

推定相続人たる被相続人の子又は兄弟姉妹が相続開始前に死亡し又はその相続権を失った場合、その者の子がその者と同順位においてなす相続であり、孫が父母に代り祖父母の相続人となる場合とおい又はめいが父母に代りおじ又はお婆の相続人となる場合である。

イ 「祭具等の承継」とは

民法第897条の規定によるものであり相続制度の趣旨が祖先の祭をなすことにあった最も古い相続制度であり（祭祀相続ともいう。）、今日もなおこの制度は慣習として残っており、いわゆる農村の跡取りといわれている場合のように祖先の仏壇、祭壇等の承継を受けたものである。

ウ 「父母及び子に準ずる」とは

ア及びイで述べたように、職員が父母に代り祖父母の相続人となり祭具等の承継を受けた場合は父母に準じ7日間の休暇を、職員が父母に代りおじ又はお婆の相続人となり祭具等の承継を受けた場合は子に準じ7日間の休暇を、それぞれ与えてもよいとの意味である。

7 再任用職員の特別休暇については、再任用後の勤務が定年等による退職以前の勤務と継続するものとする。

ただし、再任用が定年等による退職後相当期間を経過した後においてなされた場合には、新たに任期の定めのある職員として採用したものとして取り扱うものとする。

第7 介護休暇関係

1 条例第16条第2項の規定は、同条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）の介護を必要とする状態が引き続いている間において、介護休暇が1回の連続する6月の期間内で認められるという趣旨である。

2 条例第16条第2項の「6月の期間」は、同項に規定する一の継続する状態について初めて介護休暇の承認を受けた期間の始まる日を起算日として、民法第143条の例により計算するものとする。

3 介護休暇の請求は、できるだけ多くの期間について一括して行うものとする。

4 再任用職員の介護休暇については、再任用後の勤務が定年等による退職以前の勤務と継続するものとする。

ただし、再任用が定年等による退職後相当期間を経過した後においてなされた場合には、新たに任期の定めのある職員として採用したものとして取り扱うものとする。

第8 組合休暇関係

再任用職員の組合休暇については、再任用後の勤務が定年等による退職以前の勤務と継続するものとする。

ただし、再任用が定年等による退職後相当期間を経過した後においてなされた場合には、新たに任期の定めのある職員として採用したものとして取り扱うものとする。

別表第 1

1週間の勤務日の日数		2 日	3 日	4 日	5 日
1年間の勤務日の日数		73日～120日	121日～168日	169日～216日	217日以上
継続勤務期間	6 箇月以上				
	1 年 6 箇月未満	3 日	5 日	7 日	10 日
	1 年 6 箇月以上				
	2 年 6 箇月未満	4 日	6 日	8 日	11 日
	2 年 6 箇月以上				
	3 年 6 箇月未満	4 日	6 日	9 日	12 日
	3 年 6 箇月以上				
	4 年 6 箇月未満	5 日	8 日	10 日	14 日
	4 年 6 箇月以上				
	5 年 6 箇月未満	6 日	9 日	12 日	16 日
	5 年 6 箇月以上				
	6 年 6 箇月未満	6 日	10 日	13 日	18 日
	6 年 6 箇月以上				
		7 日	11 日	15 日	20 日

備考

1 週間の勤務日の日数が同一である職員にあっては1週間の勤務日の日数の区分、1週間の勤務日の日数が同一でない職員にあっては1年間の勤務日の日数の区分によること。

別表第 2

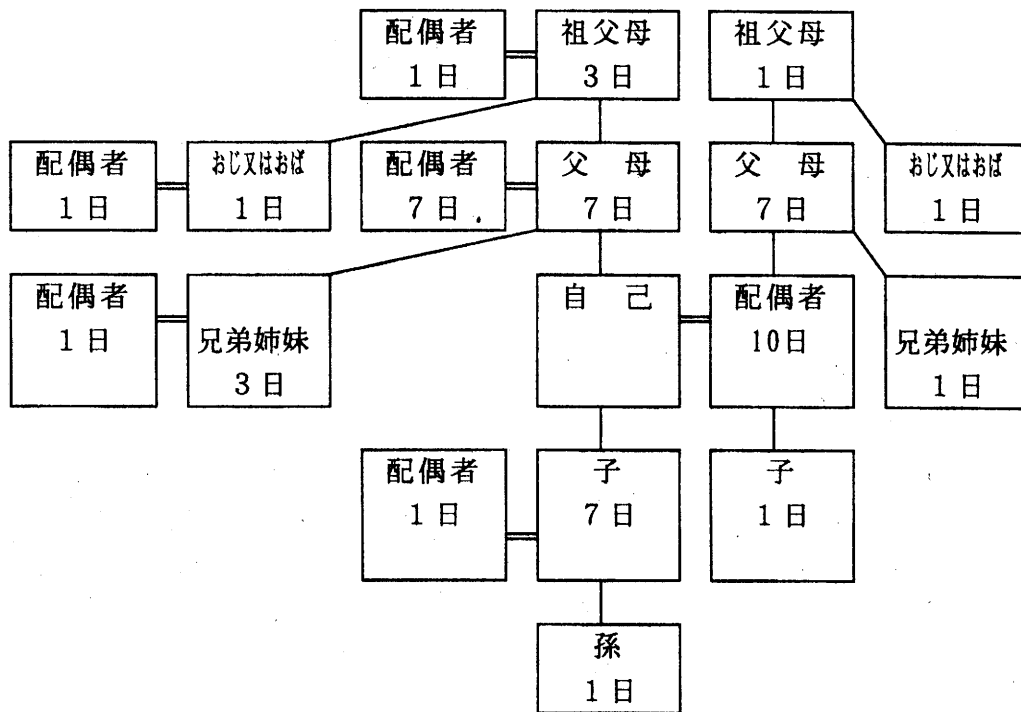
職員となった月		1 (1日を除く)	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1週間の勤務日の日数	1年間の勤務日の日数	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
5 日	217日以上	20 日	18 日	17 日	15 日	13 日	12 日	10 日	8 日	7 日	5 日	3 日	2 日
4 日	169日～216日	16 日	15 日	13 日	12 日	11 日	9 日	8 日	7 日	5 日	4 日	3 日	1 日
3 日	121日～168日	12 日	11 日	10 日	9 日	8 日	7 日	6 日	5 日	4 日	3 日	2 日	1 日
2 日	73日～120日	8 日	7 日	7 日	6 日	5 日	5 日	4 日	3 日	3 日	2 日	1 日	1 日

備考

- 1 週間の勤務日の日数が同一である職員にあっては1週間の勤務日の日数の区分、1週間の勤務日の日数が同一でない職員にあっては1年間の勤務日の日数の区分によること。
- 1 週間当たりの勤務時間が30時間以上の職員にあっては、1 週間の勤務日の日数が5 日の区分の欄の日数を適用すること。

別表第3

親族図（忌引休暇の与えられるもの）



備考 日数は忌引休暇を与え得る最高日数を示す。